

ちゅうがくぶせいと
中学部生徒のきまり

令和8年4月1日
生徒指導部

1 ^{ふくそう}服装について

(1) 制服について

- ア 指定の制服を着用する。事情のある場合は、異装願いを提出し許可を得る。
- イ ズボン、スカートの丈を長くしたり、短くしたりしない。
- ウ ワイシャツ・ブラウスの裾出しはしない。
- エ ワイシャツ・ブラウスの下に着るシャツ等は無地白系とする。
- オ ブレザーは、気候に合わせて着脱してよい。
- カ 冬期間のセーター等の着用は、白、黒、紺、グレーなど華美ではないものとする。
- キ 男女ともソックスは白、黒、紺、グレーとし、ワンポイントの模様、マーク、ロゴは可とする。
- ク 寒い時は、女子の黒ストッキング（黒タイツ）の着用を認める（ソックスは黒）。
- ケ 男子のベルトは紺・黒系統のものとする。

(2) 運動着について

- ア 指定の運動着を着用する。
- イ 指定のTシャツ（紺色）を着用する。
- ウ 予備のTシャツとして、マークやロゴが小さいTシャツ（白、黒、紺、グレー）も可とする。

(3) 室内用運動靴について

- ア 華美な色やデザインのは避ける。

(4) その他

- ア 登下校の服装については、暑さ対策等を考慮し、生徒指導部でその期間を設定する。
- イ 髪染めや華美な髪飾り、化粧等（ピアスやネックレス含）、マニキュアはしない。
- ウ 服の着用に対して困難性（体の機能・アレルギー他）がある場合は、担任に申し出る。

2 ^{も もの}持ち物について

(1) 学習に必要なのない物品を学校に持ち込まない。

（飲食物、プレーヤー及びソフト、ゲーム機及びソフト、カード、雑誌・漫画本等、化粧道具等）

- ア 担任と協議の上、学習に必要と判断されるものは、持ち込みを認める。
- イ 衣類を含め、持ち物には名前を記入し、自己責任のもとで管理する。

(2) 刃物（カッター等）や先の尖った物などの危険物の持ち込みを禁止する。

（但し、はさみに限り、使用しない時は担任に預けることで持ち込みを認める）

(3) 必要以外のお金を持たない。

(4) お金や物の貸し借りは、絶対にしない。

(5) おごったり、おごられたりしない。プレゼントも禁止する。

(6) 寄宿舍では、寄宿舍のきまりに従うこと。

3 不良行為^{ふりようこうい}の禁止^{きんし}について

- (1) 飲酒、喫煙は絶対しない。
- (2) 無免許運転は絶対しない。
- (3) 不健全性的行為は絶対しない。
- (4) パチンコ店への出入り及び遊技、競馬場等での賭け事は絶対しない。
- (5) 有害サイトへのアクセスは絶対しない。
【以上は、法律で定められています】
- (6) ゲームセンターやショッピングセンター等のゲームコーナーは、保護者同伴時のみ認める。
- (7) カラオケ、ボウリング、映画館、スキー、スケートは、終始保護者同伴とする。
【以上は、学校のきまりです】

4 その他^た

- (1) 友達の家遊びに行く時は、家に保護者がいる時のみとする。
- (2) 友達の家で外泊したり、友達と一緒に外泊しに行ったりしない。保護者の許可があっても外泊は禁止とする。
- (3) 自転車を使用する場合は常に整備点検を実施し、交通ルールを守る。また、強風や積雪、凍結など道路状況が悪いときは使用しない。使用の際はヘルメットを着用する。

附 則

この規定は、令和 2 年 2 月 4 日から施行する。

令和 5 年 2 月 27 日一部改正施行

令和 5 年 4 月 1 日一部改正施行

令和 6 年 2 月 8 日一部改正施行

令和 6 年 6 月 6 日一部改正施行

令和 7 年 4 月 1 日一部改正施行

令和 7 年 6 月 1 日一部改正施行